

2018年4月6日

74期 保護者各位

清泉女学院中学校
校長 高倉 芳子
生徒指導部長 根岸 栄一

携帯電話所持について

春暖の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本校は登下校時や校内での携帯電話・スマートフォンの使用は禁止されております。学校では学習に集中するため、そして最近多く発生している携帯電話、スマートフォンなどによるトラブルに巻き込まれないようにするためです。

ただし、緊急時などの連絡手段として必要なご家庭もあるため、携帯電話を学校に持ってくる場合は許可制となっております。届け出た目的以外には利用しないことをお子さまと確認なされた上で、携帯電話所持願(生徒手帳P.42)を担任までご提出ください。記入に際しましては、以下の記入例をご参照ください。

〈記入例〉

①目的:習い事で帰宅が遅くなり、バス停から自宅まで暗いので、安全のため家庭と連絡をとる。

使用する曜日・時間:
月曜日18時30分頃
使用する場所:
鎌倉駅バス停

②目的:緊急時に家庭と連絡をとる。
使用する曜日・時間:緊急時のみ

届出日時	月	日
目的		
使用する曜日・時間		
使用する場所		
保護者印		担任印

尚、所持した携帯電話は朝礼時に担任に預けさせてください。もし、授業中や休み時間に使用した場合や授業中に音などが鳴った場合は、保護者の方に取りに来ていただきます。トラブル防止のためにもよろしくお願いたします。

また、お子さまと携帯電話・スマートフォンの危険性を話し合うとともに、使い方の約束事(使う時間、使う場所等)を決めてください。落ち着いた中学校生活を送れるよう、ご家庭でもご指導ください。